

< <http://www.depdag.go.id/index.php?option=regulasi&task=detil&id=1082&file=htm> >

鉄鋼輸入規制に関する商業大臣規程 No.08/M-DAG/PER/2/2009

唯一神のご加護により、

商業大臣は、

- a. 健全な貿易及び国内市場、そして助長的な事業環境の構築を促進し、
  - b. 鉄鋼輸入分野の助長的な事業環境と行政秩序の構築するためには、鉄鋼輸入規定を定める必要があること、
  - c. aとbを考慮し、商業大臣規程を定める必要があること、
- を考慮し、

1. Bedribsreglementerings Ordonnantie 1934 (法律 1938 年 86 号)
  2. 工業に関する法律 1984 年 5 号(官報 1984 年 22 号、官報追記 3274 号)
  3. 世界貿易機構設立協定の承認に関する法律 1994 年 7 号 (官報 1994 年 57 号、官報追記 3564 号)
  4. 関税に関する法律 1995 年 10 号(官報 1995 年 75 号、官報追記 3612 号)及びその改正である法律 2006 年 17 号(官報 2006 年 93 号、官報追記 4661 号)
  5. 国家標準化に関する政令 2000 年 102 号(官報 2000 年 199 号、官報追記 4020 号)
  6. 商業大臣の外国貿易分野の責務に関する大統領令 1967 年 260 号
  7. 統一インドネシア内閣結成に関する大統領令 2004 年 187/M 号及び数次にわたり改正され、その最終改正である大統領令 2005 年 171/M 号
  8. インドネシア共和国国務大臣府の地位、任務、機能、組織構成、作業手順に関する大統領令 2005 年 9 号及び数次にわたり改正され、その最終改正である大統領規程 2008 年 20 号
  9. 国務大臣府の組織ユニットとエセロン I の任務に関する政令 2005 年 10 号及び数次にわたり改正され、その最終改正である大統領規程 2008 年 21 号
  10. 輸入分野の通則に関する商工大臣令 No.229/MPP/Kep/7/1997
  11. 商業省の組織と作業手順に関する商業大臣規程 No.01/M-DAG/PER/3/2005 及び数次にわたり改正され、その最終改正である No.34/M-DAG/PER/8/2007
  12. 輸入業者番号 (API) に関する商業大臣規程 No.31/M-DAG/PER/7/2007
- を鑑み、

以下を決定した：

鉄鋼輸入規制に関する商業大臣規程を定める。

本資料は、インドネシア商業大臣規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェットロ・ジャカルタセンターが和訳したのですが、定訳ではなく、あくまでも仮訳です。対象品目については、分量が多い為省略しています。（原文は、各頁上覧のアドレスから入手可能です。）  
出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。  
また、ジェットロ・ジャカルタセンターは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

< <http://www.depdag.go.id/index.php?option=regulasi&task=detil&id=1082&file=htm> >

## 第1条

本大臣規程の中で、

1. 鉄鋼とは、溶解プロセスと、熱間又は冷間圧延プロセスによる加工を経て生産した鉄鋼のことである。
2. 鉄鋼製造輸入業者（IP-Besi atau Baja）とは、大臣名義により総局長から認定を受け、自らの生産ニーズのためだけに鉄鋼製品を自ら輸入する承認を受けた、鉄鋼製造業者と鉄鋼製品を利用する製造会社のことである。
3. 鉄鋼登録輸入業者（IT-Besi atau Baja）とは、大臣名義により総局長から決定を受け、鉄鋼製造輸入業者のステイタスを有さない製造業者に供給するために鉄鋼製品を輸入する会社のことである。
4. 輸入の技術的検査又は検証とは、サーベイヤーが積荷港で行う鉄鋼製品の技術的な検査活動のことである。
5. サーベイヤーとは、輸入品の技術的検査又は検証を行う権限を得た調査会社のことである。
6. 大臣とは、商業大臣のことである。
7. 総局長とは、商業省外国貿易総局長のことである。

## 第2条

- (1) 鉄鋼は、鉄鋼製造輸入業者又は鉄鋼登録輸入業者に限り輸入ができる。
- (2) 第1項に規定する鉄鋼は、本大臣規程の添付Iに記載の通りである。

## 第3条

- (1) 第2条に規定する鉄鋼製造輸入業者としての認定又は鉄鋼登録輸入業者としての決定を受けるためには、会社は以下を添付の上、総局長に申請を行う：
  - a. 輸入業者番号（API）：
    1. 鉄鋼製造輸入業者の場合、製造輸入業者番号/限定輸入業者番号（API-P/API-T）
    2. 鉄鋼登録輸入業者の場合、一般輸入業者番号（API-U）
  - b. 会社登録証（TDP）
  - c. 納税者番号（NPWP）
  - d. 通関登録番号（NIK）
  - e. 物品の種類、物品分類/関税分類/HS10桁、数量、仕向港を含む、1年間の物品輸入計画（RIB）
  - f. 工業省金属・機械・繊維・その他の産業総局長による技術的な判断書

本資料は、インドネシア商業大臣規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェットロ・ジャカルタセンターが和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。対象品目については、分量が多い為省略しています。（原文は、各頁上覧のアドレスから入手可能です。）

出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。

また、ジェットロ・ジャカルタセンターは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

< <http://www.depdag.go.id/index.php?option=regulasi&task=detil&id=1082&file=htm> >

- (2) 第1項に規定する鉄鋼製造輸入業者としての認定又は鉄鋼登録輸入業者としての決定は、1年間有効であり、延長可能。
- (3) 第2項に規定する延長の場合、以下の書類を添付のこと：
  - a. 物品の種類、物品分類/関税分類/HS10桁、数量、仕向港を含む、1年間の物品輸入計画（RIB）
  - b. 輸入品の種類及び/又は数量が前年を上回る場合、工業省金属・機械・繊維・その他の産業総局長による技術的な判断書

#### 第4条

大臣名義により総局長は、申請が不備なく受理されてから7営業日以内に、鉄鋼製造輸入業者としての認定又は鉄鋼登録輸入業者としての決定を出す。

#### 第5条

- (1) 鉄鋼製造輸入業者又は鉄鋼登録輸入業者は、輸入の度に積荷港においてサーベイヤーによる船積み前の輸入の技術的検査又は検証を受けなければならない。
- (2) 第1項に規定する輸入の技術的検査又は検証には、物品の種類、物品の分類/関税分類/HS10桁、数量、仕向け項を含む。
- (3) 第1項に規定するサーベイヤーによる輸入の技術的検査又は検証の結果は、輸入分野の通関の際の補完書類として用いるために、サーベイヤー報告（LS）の形で記載される。
- (4) 第1項に規定するサーベイヤーによる輸入の技術的検査又は検証の費用は全て、当該鉄鋼製造輸入業者又は鉄鋼登録輸入業者が負担する。
- (5) 第1項の輸入の技術的検査又は検証は、以下については適用されない：
  - a. 自動車・当該部品産業、電気電子・当該部品産業、造船・当該部品産業分野の鉄鋼製造輸入業者の輸入する鉄鋼
  - b. 政府による輸入関税肩代わり便宜（BM-DTP）に基づく輸入の技術的検査又は検証を既に受けて輸入する鉄鋼
  - c. 自由貿易地域、自由港、保税地域の産業のために輸入される鉄鋼

#### 第6条

- (1) 第5条第1項に規定する輸入の技術的検査又は検証の実施は、大臣が定めたサーベイヤーが実施する。

本資料は、インドネシア商業大臣規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェットロ・ジャカルタセンターが和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。対象品目については、分量が多い為省略しています。（原文は、各頁上覧のアドレスから入手可能です。）  
出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。  
また、ジェットロ・ジャカルタセンターは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

< <http://www.depdag.go.id/index.php?option=regulasi&task=detil&id=1082&file=htm> >

- (2) 第1項に規定する定めを受けたサーベイヤーは、以下の条件を満たしていること：
- a. 調査サービス事業許可書（SIUJS）を有している
  - b. 5年以上のサーベイヤー経験を有する
  - c. 確証サービスの有効性を支持するために、支店又は代表事務所及び/又は海外における提携先とネットワークを有している
  - d. 輸入確証活動管理分野のトラックレコードを有している
- (3) 第1項に規定するサーベイヤーは、第5条2項に規定する技術的検査又は検証を行い、3ヶ月ごとに、翌月15日までに総局長に対し、鉄鋼製造輸入業者と鉄鋼登録輸入業者の技術的検査又は検証をまとめた活動報告を提出すること。

### 第7条

- (1) 鉄鋼製造輸入業者と鉄鋼登録輸入業者は、鉄鋼製造輸入業者としての認定又は鉄鋼登録輸入業者としての決定の発行日以降、3ヶ月ごとに書面で報告書を提出すること。
- (2) 第1項の報告書は、実現した輸入と実現しなかった輸入に対して行う。
- (3) 第1項に規定する報告書は、本大臣規程の添付IIの様式を用い、<http://inatrade.depdag.go.id> から提出する。

### 第8条

第7条第1項の規定に2度違反した鉄鋼製造輸入業者と鉄鋼登録輸入業者は、それぞれの資格の取り消しの形で行政罰が科される。

### 第9条

本大臣規程は、インドネシア共和国政府と他国政府との鉄鋼の輸入に関する規定を含んだ二国間条約に基づく鉄鋼の輸入には適用されない。

### 第10条

第5条第3項に規定する、輸入分野の通関手続き完了のための補完書類として使うために鉄鋼製造輸入業者と鉄鋼登録輸入業者が提出しなければならないサーベイヤー報告は、2009年4月1日から適用されるものとし、マニフェスト（B.C.1.1）の形の通関書類により証明される。

本資料は、インドネシア商業大臣規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェットロ・ジャカルタセンターが和訳したものですが、定訳ではなく、あくまでも仮訳です。対象品目については、分量が多い為省略しています。（原文は、各頁上覧のアドレスから入手可能です。）  
出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。  
また、ジェットロ・ジャカルタセンターは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

< <http://www.depdag.go.id/index.php?option=regulasi&task=detil&id=1082&file=htm> >

## 第 11 条

本大臣規程の詳細については総局長が定める。

## 第 12 条

- (1) 本大臣規程の実施を発効日から 3 ヶ月ごとに評価する。
- (2) 第 1 項の評価結果は、本大臣規程の適用の取り消し又は延長を判断する材料とする。

## 第 13 条

本大臣規程は、制定日から発効開始となり、2010 年 12 月 31 日に終了する。

全ての人に知らしめるため、本大臣規程を官報に記載する。

2009 年 2 月 18 日、ジャカルタにて制定

商業大臣

マリ・エルカ・パンゲストゥ

本資料は、インドネシア商業大臣規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタセンターが和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。対象品目については、分量が多い為省略しています。（原文は、各頁上覧のアドレスから入手可能です。）出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタセンターは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

< <http://www.depdag.go.id/index.php?option=regulasi&task=detil&id=1082&file=htm> >

商業大臣規程  
No.08/M-DAG/PER/2/2009  
2009年2月18日

1. 添付 I : 鉄鋼製造輸入業者又は鉄鋼登録輸入業者に限り輸入可能な鉄鋼リスト
2. 添付 II : 鉄鋼製品輸入実績報告様式

(<http://www.depdag.go.id/index.php?option=regulasi&task=detil&id=1082&file=htm>)  
の p.10～p.26 を参照のこと。

本資料は、インドネシア商業大臣規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタセンターが和訳したのですが、定訳ではなく、あくまでも仮訳です。対象品目については、分量が多い為省略しています。（原文は、各頁上覧のアドレスから入手可能です。）出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタセンターは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

鉄鋼製造輸入業者としての認定又は鉄鋼登録輸入業者としての決定  
を受けるための技術的判断書の発行手順に関する  
金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程 No.04/ILMTA/PER/2/2009

金属・機械・繊維・その他の産業総局長は、

1. 鉄鋼輸入規制に関する商業大臣規程 No.08/M-DAG/PER/2/2009 の実施の枠組みにおいて、鉄鋼製造輸入業者としての認定又は鉄鋼登録輸入業者としての決定を受けるための技術的判断書が必要であること、
2. 上記1項に基づき、金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程が必要であること、

を考慮し、

1. 工業に関する法律 1984年5号(官報 1984年22号、官報追記 3274号)
2. 輸入分野の通則に関する商工大臣令 No.229/MPP/Kep/7/1997
3. 工業省の組織と作業手順に関する工業大臣規程 No.01/M-IND/PER/3/2005
4. 工業省の各総局の育成する産業の種類に関する工業大臣規程 No.07/M-IND/PER/5/2005
5. 鉄鋼輸入規制に関する商業大臣規程 No.08/M-DAG/PER/2/2009

を鑑み、

以下を決定した：

鉄鋼製造輸入業者としての認定又は鉄鋼登録輸入業者としての決定  
を受けるための技術的判断書の発行手順に関する  
金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程を定める。

## 第1条

本規程の中で、

1. 鉄鋼とは、溶解プロセスと、熱間又は冷間圧延プロセスによる加工を経て生産した鉄鋼のことである。
2. 鉄鋼製造輸入業者とは、外国貿易総局長から認定を受け、自らの生産ニーズのためだけに鉄鋼製品を自ら輸入する承認を受けた、鉄鋼製造業者と鉄鋼製品を利用する製造会社のことである。
3. 鉄鋼登録輸入業者とは、外国貿易総局長から決定を受け、鉄鋼製造輸入業者のステイタスを有さない製造業者に供給するために鉄鋼製品を輸入する会社のことである。
4. 総局長とは、工業省の金属・機械・繊維・その他の産業総局長のことである。
5. 局長とは、工業省の金属・機械・繊維・その他の産業総局の金属産業局長のことである。

本資料は、インドネシア工業省金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェットロ・ジャカルタセンターが和訳したものですが、定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェットロ・ジャカルタセンターは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

## 第2条

- (1) 鉄鋼製造輸入業者としての認定を受けるための技術的判断書は、以下の条件を満たす場合に総局長が発行する：
- a. 製造輸入業者番号/限定輸入業者番号 (API-P/API-T)
  - b. 会社登録証 (TDP)
  - c. 納税者番号 (NPWP)
  - d. 通関登録番号 (NIK)
  - e. 生産プロセスの中で鉄鋼材料を利用する、工業事業許可 (IUI)、投資調整庁からの投資承認書、又は投資拡張承認書、又は工業登録証 (TDI)
  - f. 商業大臣規程 No.08/M-DAG/PER/2/2009 の添付に番号のある物品の種類、物品分類/関税分類/HS10 桁を含む、1年間の物品輸入需要計画 (RKIB)
  - g. 生産能力、生産計画、1年間の生産に必要な原材料
  - h. 2年以上生産している場合、過去2年間の生産と原材料輸入実績報告
  - i. a,b,c,d,e,f,g,h に規定する条件の正当性は、書式 VI を利用し、印紙を貼り付けた表明書の形で表す。
- (2) 鉄鋼登録輸入業者としての決定を受けるための技術的判断書は、以下の条件を満たす場合に総局長が発行する：
- a. 一般輸入業者番号 (API-U)
  - b. 会社登録証 (TDP)
  - c. 納税者番号 (NPWP)
  - d. 通関登録番号 (NIK)
  - e. SIUP (商業許可証) 又はインドネシア事業分類 (KBLI) 54420 (金属・金属鉱石の輸入商業)
  - f. 商業大臣規程 No.08/M-DAG/PER/2/2009 の添付 1-203 番にある物品の種類、物品分類/関税分類/HS10 桁を含む、1年間の物品輸入需要計画 (RKIB)
  - g. 1年間の販売用の原材料需要、鉄鋼製造輸入業者のステイタスを有さない製造業者の名前と住所
  - h. 鉄鋼製造輸入業者のステイタスを有さない製造業者との販売契約又は十分印紙を貼り付けた表明書
  - i. 2年以上輸入をしている場合、過去2年間の販売と原材料輸入実績報告
  - j. a,b,c,d,e,f,g に規定する条件の正当性は、書式 VI を利用し、印紙を貼り付けた表明書の形で表す。

## 第3条

鉄鋼製造輸入業者としての認定又は鉄鋼登録輸入業者としての決定を受けるための技術的判断書の発行手順は次の通り：

- a. 第2条に規定する条件を満たした企業は、鉄鋼製造輸入業者の場合には書式 IA、鉄鋼登録輸入業者の場合には書式 IB を利用して、必要書類を添付した上で、金属産業局長宛として、総局長に申請を行うことができる。

本資料は、インドネシア工業省金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェットロ・ジャカルタセンターが和訳したものですが、定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェットロ・ジャカルタセンターは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

- b.鉄鋼製造輸入業者は、書式 II、書式 IIA、書式 IIB、書式 IID、鉄鋼登録輸入業者は書式 II、書式 IIA、書式 IIC、書式 IIE のリストを記入する。

#### 第4条

- (1) 第3条に規定する申請に対し、必要な場合には当該企業の現場検査を行う。
- (2) 第1項に規定する現場検査は、以下の場合に実施される：
  - a.鉄鋼製造輸入業者の場合、物品輸入需要計画（RKIB）と工業事業許可、投資調整庁からの投資承認書、及び/又は工業登録証（TDI）に記載の生産能力が一致しない
  - b.鉄鋼登録輸入業者の場合、物品輸入需要計画（RKIB）と販売計画が一致しない
- (3) 現場検査が必要な場合、局長は業務指示書により、スタッフを派遣する。
- (4) 検査結果は、書式 V を利用して検査記録に記載し、十分印紙を貼り付け、検査担当者と企業代表者が署名する。

#### 第5条

- (1) 鉄鋼製造輸入業者としての認定又は鉄鋼登録輸入業者としての決定を受けるための技術的判断書は、書式 III と書式 IIIA を利用して、以下の期間内に商業省外国貿易総局長に宛てられる：
  - a.申請を受けつけ、条件に不備がないとされた場合には5営業日
  - b.現場検査が必要な場合、検査の結果、検査記録に不備なしと記載されてから5営業日
- (2) データに不備がある、及び/又は現場検査が必要である旨の通知書は、条件の不備の内容について触れ、書式 IV を利用し、申請書類受領から5営業日以内に発出する。

#### 第6条

鉄鋼製造輸入業者としての認定又は鉄鋼登録輸入業者としての決定を受けるための技術的判断書の発行手順については、本総局長規程の添付 VIII に記載の通りである。

#### 第7条

本総局長規定は制定の日から有効とする。

2009年2月27日、ジャカルタにて制定

総局長

アンサリ・ブハリ

写しの送り先：

1. 工業大臣、2. 商業大臣、3. 工業省秘書局
4. 工業省監察局、5. 商業省外国貿易総局長

本資料は、インドネシア工業省金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタセンターが和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタセンターは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程  
No.04/ILMTA/PER/2/2009  
2009年2月27日

1. 添付 I :
  - 書式 IA : 鉄鋼製造輸入業者としての認定を受けるための技術的判断書の申請書
2. 添付 II :
  - 書式 IB : 鉄鋼登録輸入業者としての決定を受けるための技術的判断書の申請書
3. 添付 III :
  - 書式 II : 鉄鋼製造輸入業者としての認定を受けるための技術的判断書の申請記入用紙
  - 書式 IIA : 鉄鋼製造輸入業者又は鉄鋼登録輸入業者の物品輸入需要計画
  - 書式 IIB : 鉄鋼製造輸入業者の生産能力、生産計画、1年間の生産に必要な原材料
  - 書式 IIC : 鉄鋼登録輸入業者の1年間の販売用の原材料需要
  - 書式 IID : 鉄鋼製造輸入業者の過去2年間の生産と原材料輸入実績報告
  - 書式 IIE : 鉄鋼登録輸入業者の過去2年間の販売と原材料輸入実績報告
4. 添付 IV :
  - 書式 III : 鉄鋼製造輸入業者としての認定及び鉄鋼登録輸入業者としての決定を受けるための技術的判断書
  - 書式 IIIA : 鉄鋼製造輸入業者及び鉄鋼登録輸入業者の物品輸入需要計画
5. 添付 V :
  - 書式 IV : 鉄鋼製造輸入業者としての認定及び鉄鋼登録輸入業者としての決定を受けるための書類要件の不備に関する通知書
6. 添付 VI :
  - 書式 V : 鉄鋼製造輸入業者としての認定及び鉄鋼登録輸入業者としての決定を受けるための検査記録
  - 書式 VA : 検査記録添付書類
7. 添付 VII :
  - 書式 VI : 全ての提出要件の正当性に関する表明書
8. 添付 VIII : 鉄鋼製造輸入業者としての認定又は鉄鋼登録輸入業者としての決定を受けるための技術的判断書申請の流れ

総局長

アンサリ・ブハリ

本資料は、インドネシア工業省金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタセンターが和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタセンターは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

## 企業レターヘッド

## 書式 IA

金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程 No.04/ILMTA/PER/2/2009 添付 I

番号： 工業省  
添付：1部 金属・機械・繊維・その他の産業総局  
件名：鉄鋼製造輸入業者としての認定 長殿  
を受けるための技術的判断書の申請 Jl. Gatot Subroto Kav 52-53 Jakarta

本状により、以下のデータをそろえた上で、鉄鋼製造輸入業者としての認定を受けるための技術的  
判断書を取得するための申請を行わせていただく：

1. 製造輸入業者番号/限定輸入業者番号（API-P/API-T）
2. 会社登録証（TDP）
3. 納税者番号（NPWP）
4. 通関登録番号（NIK）
5. 生産プロセスの中で鉄鋼材料を利用する工業事業許可（IUI）、投資調整庁からの投  
資承認書、又は投資拡張承認書、又は工業登録証（TDI）
6. 記入済みの書式 II、書式 IIA、書式 IIB、書式 IID（原本）
7. 提出する全ての要件の正当性に関する、書式 VI を利用し、十分に印紙を貼り付けた  
表明書

以上よろしくご査収いただきたく。

場所、年月日

申請者署名  
会社印(申請者名)  
役職

本資料は、インドネシア工業省金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程（原文はインドネシア語）を参考ま  
だにジェットロ・ジャカルタセンターが和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。  
出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。  
正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。  
また、ジェットロ・ジャカルタセンターは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

## 企業レターヘッド

書式 IB

金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程 No.04/ILMTA/PER/2/2009 添付 II

番号： 工業省  
添付：1部 金属・機械・繊維・その他の産業総局  
件名：鉄鋼登録輸入業者としての決定 長殿  
を受けるための技術的判断書の申請 Jl. Gatot Subroto Kav 52-53 Jakarta

本状により、以下のデータをそろえた上で、鉄鋼登録輸入業者としての決定を受けるための技術的判断書を取得するための申請を行わせていただく：

1. 一般輸入業者番号 (API-U)
2. 会社登録証 (TDP)
3. 納税者番号 (NPWP)
4. 通関登録番号 (NIK)
5. SIUP (商業許可証) 又はインドネシア事業分類 (KBLI) 54420 (金属・金属鉱石の輸入商業)
6. 鉄鋼製造輸入業者のステイタスを有さない製造業者との販売契約又は十分印紙を貼り付けた表明書
7. 記入済みの書式 II、書式 IIA、書式 IIC、書式 IIE (原本)
8. 提出する全ての要件の正当性に関する、書式 VI を利用し、十分に印紙を貼り付けた表明書

以上よろしくご査収いただきたく。

場所、年月日

申請者署名  
会社印(申請者名)  
役職

本資料は、インドネシア工業省金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタセンターが和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタセンターは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

## 企業レターヘッド

## 書式 II

金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程 No.04/ILMTA/PER/2/2009 添付 III

## 鉄鋼製造輸入業者としての認定を受けるための技術的判断書の申請記入用紙

1. 名前（連絡窓口）
2. 役職  
電話 携帯電話番号
3. 企業名
4. 法人ステイタス：（1）国内民間、（2）内資（PMDN）、（3）外資（PMA） a)
5. 住所

## 事務所

村	郡
県/市	州
郵便番号	ウェブサイト
電話	
ファックス	
メール	

## 工場

村	郡
県/市	州
郵便番号	ウェブサイト
電話	
ファックス	
メール	

6. 許可関連書類
  - 工業事業許可/工業登録証/投資調整庁からの承認書 a) : 番号・日付
  - 製造輸入業者番号/限定輸入業者番号/一般輸入業者番号 a) : 番号・日付
  - 納税者番号：番号・日付
  - 商業許可証：番号・日付
  - 通関登録番号：番号・日付
  - インドネシア事業分類：番号（ ）
7. 鉄鋼製造輸入業者及び鉄鋼登録輸入業者の物品輸入需要計画（書式 IIA） b)
8. 鉄鋼製造輸入業者の生産能力、生産計画、1年間の生産に必要な原材料（書式 IIB） d)
9. 鉄鋼登録輸入業者の1年間の販売用の原材料需要（書式 IIC） c)

本資料は、インドネシア工業省金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェットロ・ジャカルタセンターが和訳したものですが、定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェットロ・ジャカルタセンターは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

10. 鉄鋼製造輸入業者の過去2年間の生産と原材料輸入実績報告（書式 IID） d)
11. 鉄鋼登録輸入業者の過去2年間の販売と原材料輸入実績報告（書式 IIE） c)

場所、年月日

申請者署名  
会社印

（申請者名）  
役職

付記：

- a) 不必要な箇所に取り消し線
- b) 鉄鋼製造輸入業者と鉄鋼登録輸入業者
- c) 鉄鋼登録輸入業者
- d) 鉄鋼製造輸入業者

本資料は、インドネシア工業省金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタセンターが和訳したのですが、定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタセンターは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。











## 金属・機械・繊維・その他の産業総局レターヘッド

## 書式 III

金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程 No.04/ILMTA/PER/2/2009 添付 IV

番号： 商業省  
添付：1部 外国貿易総局長殿  
件名：鉄鋼製造輸入業者としての認定 Jl. M.I. Ridwan Rais No.5 Jakarta  
又は鉄鋼登録輸入業者としての決定  
受けるための技術的判断書

(会社名)の(役職)である(名前)からの(年月日)付け申請書〇号に関連し、申請書類の正当性と不備の有無について確認し、本状により、以下の者に対し、**鉄鋼製造輸入業者としての認定又は鉄鋼登録輸入業者としての決定**を受けるための技術的判断書を供与するものとする：

企業名：  
法人ステイタス：(1)国内民間、(2)内資(PMDN)、(3)外資(PMA)\*  
事業分野  
住所

事務所

電話/ファックス

工場

電話

責任者

工業事業許可/工業登録証/投資調整庁からの承認書\*)：番号・日付  
製造輸入業者番号/限定輸入業者番号/一般輸入業者番号\*)：番号・日付  
納税者番号：番号・日付  
商業許可証：番号・日付  
通関登録番号：番号・日付  
インドネシア事業分類：番号( )

鉄鋼製造輸入業者又は鉄鋼登録輸入業者の1年間の物品輸入需要計画は添付の通り(書式IIA)。

以上、技術的判断書を作成した。

本資料は、インドネシア工業省金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程(原文はインドネシア語)を参考までにジェットロ・ジャカルタセンターが和訳したものですが、定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェットロ・ジャカルタセンターは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

総局長  
署名

写しの送り先：

1. 金属産業局長
2. 金属・機械・繊維・その他の産業総局秘書局長
3. (申請企業)
4. 保管用

本資料は、インドネシア工業省金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェットロ・ジャカルタセンターが和訳したのですが、定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェットロ・ジャカルタセンターは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

## 金属・機械・繊維・その他の産業総局レターヘッド

## 書式 IIIA

金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程 No.04/ILMTA/PER/2/2009 添付 IV

## 鉄鋼製造輸入業者/鉄鋼登録輸入業者の物品輸入需要計画

No	関税分類 /HS (10桁)	原材料名	仕様 (グレード、サイズ)	数量	単位	積荷港と 積荷国	仕向港	備考
合計								

総局長  
署名

本資料は、インドネシア工業省金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェットロ・ジャカルタセンターが和訳したものですが、定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェットロ・ジャカルタセンターは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

## 金属・機械・繊維・その他の産業総局レターヘッド

## 書式 IV

金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程 No.04/ILMTA/PER/2/2009 添付 V

番号： ジャカルタ  
添付：  
件名：（鉄鋼製造輸入業者としての認定又は鉄鋼登録輸入業者としての決定を受けるための）申請書類要件の不備に関する通知書  
在（住所）  
PT（申請企業）  
○○殿

（会社名）の（役職）である（名前）からの（年月日）付け申請書○号に関連し、鉄鋼製造輸入業者としての認定又は鉄鋼登録輸入業者としての決定を受けるための技術的判断書の取得に関する申請書類の正当性と不備の有無について確認し、本状により、以下の書類の不備があることについてお伝えする：

- 1.
- 2.
- 3.

以上、よろしくご査収いただきたい。

金属・機械・繊維・その他の産業総局長の名の下に、  
金属産業局長を代理し、  
○課長

写しの送り先：

1. 金属・機械・繊維・その他の産業総局長（報告用）
2. 金属産業局長
3. 金属・機械・繊維・その他の産業総局秘書局長

本資料は、インドネシア工業省金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェットロ・ジャカルタセンターが和訳したものですが、定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェットロ・ジャカルタセンターは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

## 金属・機械・繊維・その他の産業総局レターヘッド

## 書式 V

金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程 No.04/ILMTA/PER/2/2009 添付 VI

## 検査記録

本日、（年月日）、（場所）において、我々、金属・機械・繊維・その他の産業総局の検査担当者は、鉄鋼製造輸入業者としての認定及び/又は鉄鋼登録輸入業者としての決定を受けるための（企業名）の申請書類として書式 IA/書式 IB に添付の書類の正当性について、現場検査を行った。

当該書類の正当性に対する現場検査の結果、（企業名）の書類は、

（正当/正当でない）

と結論する。

現場検査結果の詳細は、本検査記録に添付の通り。

以上、本検査記録を作成した。

## 現場検査担当官

（名前）

（職員番号）

（署名）

- 1.
- 2.

検査を受けた企業代表者の把握に基づく

（名前）

（役職）

（署名）

- 1.
- 2.

印紙  
6000 ルピア

本資料は、インドネシア工業省金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェットロ・ジャカルタセンターが和訳したものですが、定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェットロ・ジャカルタセンターは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

## 金属・機械・繊維・その他の産業総局レターヘッド

## 書式 VA

金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程 No.04/ILMTA/PER/2/2009 添付 VI

## 検査記録添付書類

企業名：

検査担当官：

1.

2.

日付：

No	鉄鋼製造輸入業者/鉄鋼登録輸入業者が技術的判断書を受けるための必要データ/書類	必要データ/書類の不適正	実施予定のフォローアップ

検査担当者

場所、年月日

署名

企業名

名前

署名・会社印

代表者・責任者

本資料は、インドネシア工業省金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタセンターが和訳したものですが、定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタセンターは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

## 企業レターヘッド

金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程 No.04/ILMTA/PER/2/2009 添付 VII

## 書式 VI

## 表明書

以下に署名をした

名前：

役職：

右記の名義で行動：（企業名）

住所：

電話：ファックス：

メールアドレス：

は、鉄鋼製造輸入業者としての認定又は鉄鋼登録輸入業者としての決定を受けるための技術的判断書の発行手順に関する金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程 No.04/ILMTA/PER/2/2009の第2条（1）項/第2条（2）項\*）に基づく全ての条件を正しく提出したことをここに表明する。

以上、本表明書は正しく、責任のもとに作成した。後日、提出したデータ/書類に不正及び偽造があった場合、現行法規に基づく行政、民事、刑事罰を受ける用意がある。

ジャカルタ、（年月日）

印紙 6000 ルピア

署名

（名前）

（役職）

付記：

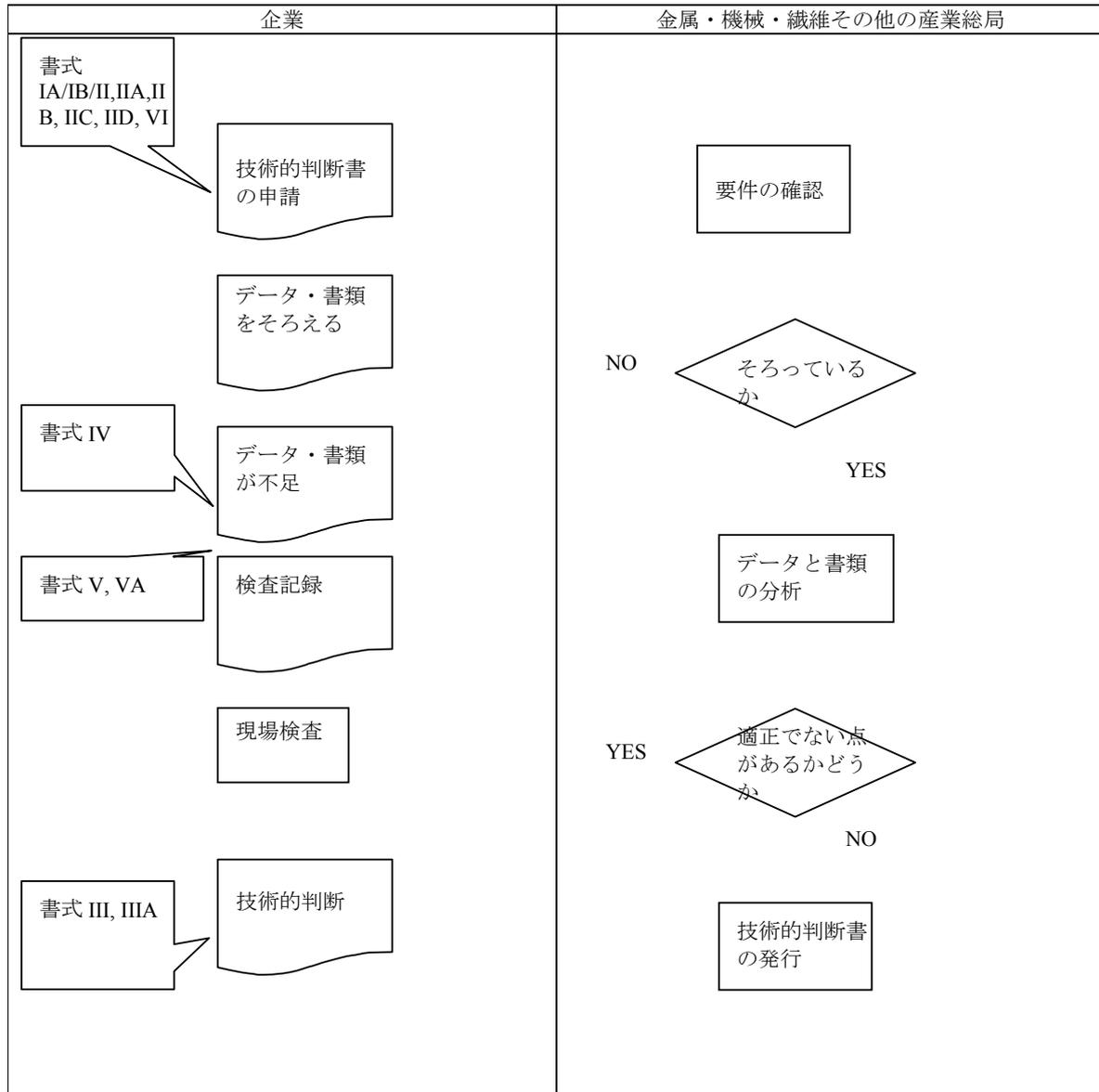
\*) 不必要な箇所に取り消し線

本資料は、インドネシア工業省金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェットロ・ジャカルタセンターが和訳したものですが、定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェットロ・ジャカルタセンターは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

金属・機械・繊維・その他の産業総局レターヘッド

金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程 No.04/ILMTA/PER/2/2009 添付 VIII

鉄鋼製造輸入業者としての認定又は  
鉄鋼登録輸入業者としての決定を受けるための技術的判断書申請の流れ



本資料は、インドネシア工業省金属・機械・繊維・その他の産業総局長規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタセンターが和訳したものですが、定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタセンターは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。